

情報 最前線

市役所への
お問い合わせ先

- 西条市庁舎
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所
TEL0898-72-2111



お知らせ

〔日本年金機構〕
国民年金の社会保険料控除
証明書を送付します

その年の1月1日から12月31日までに納付した国民年金保険料は、所得税や住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除を受けるには、保険料の納付を証明する書類の添付が義務付けられています。家族の国民年金保険料を納付した場合も、納付した本人の社会保険料控除に加えることができます。

日本年金機構では、保険料の納付を証明する書類として「社会保険料（国民年金保険

提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

■送付対象者

○65歳未満で年金額が108万円以上の方

○65歳以上で年金額が158万円以上

■問合せ 新居浜年金事務所
TEL0897-351-1362

国民年金保険料の案内を
民間委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れの方に対して、電話や戸別訪問による納付や免除等の申請手続きの案内を民間事業者へ委託しています。

■新居浜年金事務所管内

○委託事業者

(株)バックスグループ

○委託期間

10月～平成25年1月

○委託事業者連絡先

TEL0120-987-927

■民間委託に関する問合せ

新居浜年金事務所

TEL0897-351-1362

年金受給者は扶養親族等
申告書を提出してください

老齢や退職を支給事由とする年金は、所得税の課税対象とされています。課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受給する年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。

新館建設工事のため
市庁舎本館駐車場を
変更しました

市庁舎本館北側の駐車場は、新館建設工事開始のため、利用できなくなりました。

市役所に来庁される方は、別館東側駐車場または、周辺3カ所に設けた代替駐車場をご利用ください。

工事期間中は、誘導員を配置し、空いている駐車場にご案内します。

少し離れた場所となるため、来庁される皆さんには、ご不便をおかけすることになりますが、ご理解とご協力をお願いします。

■問合せ

市庁舎本館庁舎建設室 庁舎建設係
TEL0897-52-1589

